

令和6年度倉吉市建設工事入札参加資格審査申請について (県内に本店を有する建設業者(県内業者))

令和6年度に倉吉市が発注する建設工事について、県内に本店を有する建設業者(県内業者)の入札参加資格の審査申請手続等については、「建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和5年11月30日付倉吉市告示第153号)」に定めるもののほか、次のとおり行ってください。

記

1 提出期間等について

- (1) 提出期間 令和5年12月1日(金)から令和6年2月29日(木)までの日(倉吉市の休日を定める条例(平成元年倉吉市条例第2号)第2条第1項に規定する市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所 〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地
鳥取県倉吉市建設部管理計画課管理調整係
- (3) 提出方法 持参、郵便又は信書便(郵便又は信書便の場合は、令和6年2月29日(木)午後5時15分までに提出場所に到着したものに限り受け付ける。)
- (4) 提出部数 1部

2 申請書の入手方法等について

- (1) 原則として、倉吉市のホームページ
(<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/gyousei/div/kensetsu/kanri/koujishikaku6/>)からダウンロードすること。
- (2) 提出方法を郵便又は信書便とする場合において申請書の受領印が必要な場合は、申請書の写し及び送付に必要な額の切手を貼った返信用封筒又は送付に必要な額の切手を貼った返信用葉書を同封すること。
また、持参する場合において受領印が必要な場合は、申請書の写しを併せて持参すること。

3 提出書類について

提出書類については、次に掲げる順に書類を作成し、A4フラットファイル(金具のないもの)に綴じること。

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)

- ア 「受付番号」は記入しないこと。
- イ 「年月日」は申請書提出日の日付を記入すること。
- ウ 「印」は、代表者印を押印すること。
- エ 「その他の営業所の登録の有無」欄について、営業所(建設業許可上の従たる営業所)に契約権限等を委任する場合は、必ず「有」にし、様式第6号に記入の上、併せて提出すること。
(「その他の営業所」とは契約権限等の委任を受けた営業所をいう。)
- オ 「特殊工事の申請の有無」欄について、「有・無」のいずれかを記入すること。「有」を記入した場合、特殊工事入札参加資格審査用付属書類(様式第7号)、希望工種ごとの要件に該当する様式及び添付書類を提出すること。

(2) 入札参加資格希望票 (様式第2号)

ア 希望工種は、大区分 (建設業法に基づく建設工事の種類に対応) - 中区分 - 小区分から構成されている。

イ 入札参加資格の認定は、希望工種 (各大区分中の最小区分 (青色の網掛け部分)) ごとに行う。

(例 土木一般工事 - 一般、とび・土工・コンクリート工事 - 法面処理 - 法面植生、舗装工事 - アスファルト 等)

ウ 「経審申請」については、希望工種ごとの大区分における建設業許可を受け、かつ、経営規模等評価を申請している場合に○を記載する。

エ 「完成工事高」の欄については、審査基準日前1年間の完成工事高について、希望工種ごとの額を記載すること (経営事項審査の完成工事高 (2年平均・3年平均) を記載しないこと)。

オ 「希望欄」については、該当工種の「経審申請」及び「工事施工実績」欄に○印が記載されている場合のみ、「希望欄」に○印を記載し入札参加資格を希望することができる。(特殊工事を希望する場合は、更に「特殊工事申請書類」の欄に○印を記載し、様式第7号及び各添付書類を作成提出する必要がある。)

(注) 工事实績の確認は、直前審査基準日前1年間※又は審査基準日から申請日までに希望工種ごとに工事实績があるかどうかを確認する。

※土木一式工事 (プレストレスト・コンクリート、土木解体) 及び鋼構造物工事 (鋼橋) は5年間とする。

(3) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

ア 審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日 (合併等の場合は、令和5年12月31日) までの審査基準日であること。

(4) 工事経歴書 (様式第3号)

ア 次のいずれかに該当する場合に提出すること。

(ア) 直前経審の審査基準日前1年間に工事实績がなく、審査基準日以降、入札参加資格申請時までには工事实績ができた場合 (令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間を審査基準日とする年度のものを直前の経審とする。)

(イ) 建築一式工事 (解体)、交通安全施設、鋼橋、舗装一般、アスファルト、区画線工及び畳工を申請する場合

(ウ) 直前審査に係る審査基準日前1年間及び当該審査基準日から申請日までの間に同種工事の施工実績がない場合であっても、土木一式工事 (別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。) 及び鋼構造物工事 (別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。) を申請する場合にあっては、審査基準日前5年間に実績がある場合。

(注意事項)

1 直前審査基準日前1年間※又は審査基準日から申請日までの工事实績を、希望工種ごとに記載すること。

※土木一式工事 (プレストレスト・コンクリート、土木解体) 及び鋼構造物工事 (鋼橋) は5年間とする。

- 2 プレストレスト・コンクリートを希望する場合にあつては、直前審査基準日前1年間に共同施工型共同企業体の構成員として同工事を施工した実績を含む。
- 3 土木一式工事で契約した工事の中にとび等一般の工事内容を含むからといって、当該実績をもって、とび等一般を申請することはできないこととする。
- 4 経歴書に記載した工事の内容を確認できるものとして、当該工事の請負契約書及び仕様書の写し又は工事カルテ等の写しを添付すること。(工事实績の内容が分かるものであれば良い。)
- 5 土木解体の経歴として記載できる実績は、ダム、橋、堤防等の解体とする。
- 6 建築解体の経歴として記載できる実績は、1棟で3階建て以上又は1棟の延べ床面積が300㎡超の建築物の解体とする。ひとつの契約で建築物の新築工事と解体工事が含まれ、前述の要件を満たす場合、建築解体の実績として認める。この場合にあつては、完工高を建築一般に計上したうえで、建築解体の希望欄に○印をすること。(建築解体の完工高はゼロとなる。)
- 7 交通安全施設の経歴として記載できる実績は、不特定多数の一般車両等が通行する公道または私道で、ガードレール(パイプ)、交通標識、カーブミラー、交通情報板等の設置を行うものとする。

(5) 職員調書(技術職員)(様式第4号)

(6) 職員調書(その他の職員)(様式第5号)

(7) 営業所一覧表(様式第6号)

- ・ 様式第1号の「その他の営業所の登録の有無」の欄に「有」を記載した場合に提出すること。
- ・ 主たる営業所(本店)から委任を受けた、倉吉市の入札参加資格に基づく契約事務を行う営業所を記載すること。(委任先でない営業所については記載不要とする。)

(8) 市税に係る承諾書及び誓約書(様式第5号の2)

(9) 資本関係・人的関係に関する届出書(様式第5号の3)

(10) 暴力団等の排除に関する誓約書(様式第5号の4)

(11) 国税の納税証明書(令和5年4月1日以後に交付されたもの)の写し

- ※ 法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(国税通則法施行規則第9号書式その3の3)
- ※ 個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書(国税通則法施行規則第9号書式その3の2)
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている場合 猶予許可通知書の写し

(12) 労働保険料納付証明書(令和5年10月1日以降に交付されたもの)の原本又は写し

- ※ 鳥取労働局(以下の問い合わせ先)で発行されます。
 - ・ 発行手数料は必要ありませんが、鳥取労働局に直接又は郵送で証明願を提出し、発行を受けてください。

(参考)【問い合わせ先】

鳥取労働局 労働保険徴収室

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

電話：0857-29-1702 ファクシミリ：0857-22-3663

(証明願様式は、鳥取労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/home.html>→「各種法令・制度・手続き」→「労働保険関係」から「労働保険料納付証明書(建設業)(Excel)」で取得できます。)

(13) 建設業許可の通知書の写し

(14) 使用印鑑届(代表者)(様式第5号の5)

(15) 入札の参加等の権限の委任状(年間委任)(様式第5号の6)

- ・ 様式第6号によりその他の営業所を登録している場合に提出すること。

(16) 特殊工事入札参加資格申請書類

プレストレスト・コンクリート、交通安全施設、法面植生工、法面保護工、アンカー工、鋼橋、アスファルト、塗装一般、区画線工、畳工又は造園を希望する場合は、次に掲げる書類を作成し提出すること。

なお、※印の付いている書類は、提出不要の場合があるので、「特殊工事添付書類一覧」を参照し作成すること。

ア 特殊工事入札参加資格審査用付属書類(様式第7号)

イ 誓約書(様式第8号)※

ウ 職員調書(様式第9号)※

エ 職員写真(様式第10号)※

オ 機械設備等調書(様式第11号)※

カ 機械器具等写真(様式第12号)※

4 その他

(1) 問い合わせ先 入札参加資格審査の申請について質問がある場合は、その内容を記載した書面をファクシミリ又は電子メールにより下記担当に提出すること。

(2) 申請書類の記載事項に変更が生じた場合は、様式第14号又は様式第15号を下記担当に速やかに提出すること。

(3) 令和6年度倉吉市建設工事入札参加資格を辞退する場合は、倉吉市建設工事入札参加資格辞退届(様式第5号の7)を下記担当に速やかに提出すること。

(4) 令和4年1月からの建設工事及び測量等業務の入札は、原則電子入札により実施しているため、電子入札のための準備を行うこと。詳細は下記「電子入札ポータルサイト」で確認すること。

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/gyousei/div/kensetsu/kanri/p323/>

<担当>

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地
鳥取県倉吉市建設部管理計画課管理調整係
(TEL/FAX) 0858-22-8174/0858-22-8179
(E-mail) kanri@city.kurayoshi.lg.jp

特殊工事添付書類一覧

No.	発注工事種別	同種工事 の実績の 有無	様式 第7号 (付属書類)	様式 第8号 (誓約書)	様式 第9号 (職員調書)	様式 第10号 (職員写真)	様式 第11号 (機械調書)	様式 第12号 (機械写真)	備考
①	土木一式工事－プレストレスト・コンクリート	有	○	—	—	—	—	—	
		無	○	—	○	○	—	—	
②	とび・土工・コンクリート工事－交通安全施設	—	○	—	○	○	—	—	
③	とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面植生工	—	○	—	○	○	○	○	No.②～No.⑤をそれぞれ希望し、各様式に記載する内容が同様となる場合は、当該様式の提出部数は一部とすることができる。
④	とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面保護工	—	○	—	○	○	○	○	
⑤	とび・土工・コンクリート工事－法面処理－アンカー工	—	○	—	○	○	○	○	
⑥	屋根工事	—	○	—	○	○	—	—	
⑦	鋼構造物工事－鋼橋	有	○	○	—	—	—	—	ただし、補修工事又は補強工事に限って施工する場合は、様式第8号の提出を要さない。
		無	○	○	○	○	○	○	
⑧	舗装工事－アスファルト	—	○	—	○	○	○	○	
⑨	板金工事	—	○	—	○	○	—	—	
⑩	塗装工事－一般	—	○	—	○	○			No.⑩～No.⑪をそれぞれ希望し、各様式に記載する内容が同様となる場合は、当該様式の提出部数は一部とすることができる。
⑪	塗装工事－区画線工	—	○	—	○	○	○	○	

⑫	防水工事	—	○	—	○	○	—	—	
⑬	内装仕上工事—畳工	—	○	—	○	○	—	—	
⑭	造園工事	—	○	—	○	○	—	—	